

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ④ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ⑤ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ⑥ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ⑦ 介護保険法に基づく訪問介護事業 ⑧ 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業 ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ⑩ 介護保険法に基づく通所介護事業 ⑪ 介護保険法に基づく共生型通所介護事業 ⑫ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ⑬ 有料老人ホームの経営 ⑭ 農業体験・自然体験事業 ⑮ 地域との交流活動事業 ⑯ 女性の雇用の充実を図る活動事業	(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ④ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ⑤ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ⑥ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ⑦ 介護保険法に基づく訪問介護事業 ⑧ 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業 ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ⑩ 介護保険法に基づく通所介護事業 ⑪ 介護保険法に基づく共生型通所介護事業 ⑫ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ⑬ 有料老人ホームの経営 ⑭ <u>福祉有償運送事業</u> ⑮ <u>身元保証サービス事業</u> ⑯ <u>生活支援事業</u> ⑰ 農業体験・自然体験事業

	⑮ 地域との交流活動事業 ⑯ 女性の雇用の充実を図る活動事業 ⑰ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
(2) その他の事業 ① 農業活動により育成された作物の販売事業 ② 飲食店営業、菓子製造・飲食物販売事業	(2) その他の事業 ① 農業活動により育成された作物の販売事業 ② 飲食店営業、菓子製造・飲食物販売事業
2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする	2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする

2. 定款変更の理由

介護保険法に基づく事業を通じて、実際に利用者や地域住民と交流を図ることで、こちらが想定していた定款変更前のニーズと、実際に地域から求められているニーズに、一部相違があることが判明した。定款変更前では想定してなかったニーズにも今後対応していく体制を整えるため、この度定款変更を行う予定です。

特定非営利活動法人 地域活動センター米楽定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域活動センター米楽という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県磯城郡田原本町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害の有無、年齢、性別などに関わらず、地域のさまざまな人たちがつながり、交流することができる事業を行うことで、地域の活力を高め、雇用機会を創出するとともに、人と人との支え合えるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 - ④ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ⑤ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ⑥ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑦ 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ⑧ 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業
- ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑩ 介護保険法に基づく通所介護事業
- ⑪ 介護保険法に基づく共生型通所介護事業
- ⑫ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑬ 有料老人ホームの経営
- ⑭ 福祉有償運送事業
- ⑮ 身元保証サービス事業
- ⑯ 生活支援事業
- ⑰ 農業体験・自然体験事業
- ⑱ 地域との交流活動事業
- ⑲ 女性の雇用の充実を図る活動事業
- ⑳ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 農業活動により育成された作物の販売事業
- ② 飲食店営業、菓子製造・飲食物販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上 12人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松 村 剛 至
副理事長	松 村 志 穂
副理事長	片 岡 恵 子
理事	片 岡 守 正
同	松 浦 亨
同	森 勝 実
同	堀 川 和 也
同	植 田 利 美
同	生 座 本 司
同	前 田 洋 祐
監事	森 祥 一

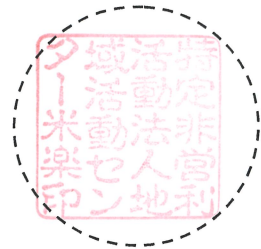
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|-------------|----------|--------|---------------------|
| (1) 正会員入会金 | 10,000 円 | 正会員会費 | 6,000 円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 5,000 円 | 賛助会員会費 | 1 口 2,000 円 (1 口以上) |

以上、本定款の写しは原本と相違ないことを証明します。

令和7年 5 月 1 日

特定非営利活動法人地域活動センター米楽 理事長 松村 剛至



令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 地域活動センター米楽

1 事業実施の方針

- ・定款変更年度は、これまでの活動を通じて培ったネットワークを駆使しながら、新たに開始する予定の事業を確実に効果的に実施できる体制を整備していく。
- ・定款変更前から行っていた事業については、事業を通じて地域交流を積極的に行うように努め、認知度向上を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う事業	通年	磯城郡田原本町	5人	定員15人	100
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	障害のある方の日中における活動の場の確保とともに、障害のある方の家族の就労支援と一時的な休息を目的に、障害のある方の見守りや社会に適應するための訓練などを行う事業	通年	磯城郡田原本町	5人	定員15人	100
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	障害のある方の障害福祉サービスの計画を作成する事業	通年	磯城郡田原本町	1人	10人	80

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害のある児童の障害福祉サービスの計画を作成する事業	通年	磯城郡田原本町	1 人	10 人	80
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害のある児童に、施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業	通年	磯城郡田原本町	4 人	定員 10 人	200
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	住民主体の通いの場による介護予防活動事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 10 人	2,300
介護保険法に基づく訪問介護事業	高齢者の家事援助・身体介護を行う事業	通年	磯城郡田原本町の近隣の利用者宅	3 人	10 人	10,780
介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	高齢者の在宅にて看護を行う事業	通年	磯城郡田原本町の近隣の利用者宅	3 人	10 人	100
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	高齢者の介護サービスの計画を作成する事業	通年	磯城郡田原本町	1 人	20 人	4,000
介護保険法に基づく通所介護事業	施設に通う高齢者に対して介護サービスを提供する事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 20 人	80
介護保険法に基づく共生型通所介護事業	障害児通所支援事業と同じ施設で行う通所介護事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 20 人	80
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域で生活できるように、市町村単位で定められた介護サービスを提供する事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 18 人	400

有料老人ホーム の経営	高齢者を対象にした施設において、食事の提供や入浴、健康管理などのサービスを提供する事業	通年	磯城郡田 原本町	4 人	9 人	3,000
福祉有償運送事業	高齢者や障害者を対象に、通院、買い物等の目的とした移動サービスを提供する事業	通年	磯城郡田 原本町	2 人	2 人	40
身元保証サービス事業	高齢者が医療機関や介護サービス施設への入所の際の費用の支払い等を保証する事業	通年	磯城郡田 原本町	2 人	2 人	100
生活支援事業	高齢者の買い物代行サービス等を行い、高齢者の生活の支援をする事業	随時	磯城郡田 原本町	3 人	10 人	40
農業体験・自然 体験事業	利用していない土地の農業再利用や、田畑での作物育成の体験を幅広く知っていただく内容を企画・実行する事業	随時	奈良県内	3 人	体験希望者定員 10 名	40
地域との交流活動事業	料理教室やものづくりを地域に密着し交流できる活動事業	随時	磯城郡田 原本町	3 人	定員 10 名	40
女性の雇用の充実を図る活動事業	女性のみを対象とした能力の開発やヘルパー育成に関する事業	随時	奈良県内	3 人	定員 10 名	40

(21,600)

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定 人数	支出見 込額 (千円)
農業活動により 育成された作物 の販売事業	育成物の販売 農業育成により栽培された品の販売	随時	奈良県内	3 人	100
飲食店営業、菓子製造・飲食物販売事業	食事の提供や飲み物の提供、焼菓子やパンの製造販売を行う。 ジュース等販売事業（販売機設置）	随時 随時	奈良県内 磯城郡 田原本町	5 人 1 人	420 50

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 地域活動センター米楽

1 事業実施の方針

- ・前年度で整備した体制に基づき、利用地域の拡大や提供サービスの利用者増加に取り組む。
- ・培った地域との繋がりを活用して、利用地域や利用サービスの拡充に努め、サービス利用者の要望を踏まえたサービスの提供に取り組む。
- ・地域交流により確立したネットワークを駆使して、サービス利用者が地域の方と繋がりを持てる機会を作り、雇用機会の創出に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う事業	通年	磯城郡田原本町	5人	定員15人	130
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	障害のある方の日中における活動の場の確保とともに、障害のある方の家族の就労支援と一時的な休息を目的に、障害のある方の見守りや社会に適應するための訓練などを行う事業	通年	磯城郡田原本町	5人	定員15人	130
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	障害のある方の障害福祉サービスの計画を作成する事業	通年	磯城郡田原本町	1人	10人	100

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害のある児童の障害福祉サービス計画を作成する事業	通年	磯城郡田原本町	1 人	10 人	100
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害のある児童に、施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業	通年	磯城郡田原本町	4 人	定員 10 人	200
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	住民主体の通いの場による介護予防活動事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 10 人	2,800
介護保険法に基づく訪問介護事業	高齢者の家事援助・身体介護を行う事業	通年	磯城郡田原本町の近隣の利用者宅	3 人	10 人	12,500
介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	高齢者の在宅にて看護を行う事業	通年	磯城郡田原本町の近隣の利用者宅	3 人	10 人	100
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	高齢者の介護サービスの計画を作成する事業	通年	磯城郡田原本町	1 人	20 人	4,500
介護保険法に基づく通所介護事業	施設に通う高齢者に対して介護サービスを提供する事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 20 人	80
介護保険法に基づく共生型通所介護事業	障害児通所支援事業と同じ施設で行う通所介護事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 20 人	80
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域で生活できるように、市町村単位で定められた介護サービスを提供する事業	通年	磯城郡田原本町	5 人	定員 18 人	400

有料老人ホーム の経営	高齢者を対象にした施設において、食事の提供や入浴、健康管理などのサービスを提供する事業	通年	磯城郡田 原本町	4 人	9 人	4,900
福祉有償運送事業	高齢者や障害者を対象に、通院、買い物等の目的とした移動サービスを提供する事業	通年	磯城郡田 原本町	2 人	4 人	80
身元保証サービス事業	高齢者が医療機関や介護サービス施設への入所の際の費用の支払い等を保証する事業	通年	磯城郡田 原本町	2 人	2 人	300
生活支援事業	高齢者の買い物代行サービス等を行い、高齢者の生活の支援をする事業	随時	磯城郡田 原本町	3 人	10 人	80
農業体験・自然 体験事業	利用していない土地の農業再利用や、田畑での作物育成の体験を幅広く知っていただく内容を企画・実行する事業	随時	奈良県内	3 人	体験希望者定員 10 名	80
地域との交流活動事業	料理教室やものづくりを地域に密着し交流できる活動事業	随時	磯城郡田 原本町	3 人	定員 10 名	80
女性の雇用の充実を図る活動事業	女性のみを対象とした能力の開発やヘルパー育成に関する事業	随時	奈良県内	3 人	定員 10 名	80

(26,720)

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定 人数	支出見 込額 (千円)
農業活動により 育成された作物 の販売事業	育成物の販売 農業育成により栽培された品の販売	随時	奈良県内	3 人	200
飲食店営業、菓子製造・飲食物 販売事業	食事の提供や飲み物の提供、焼菓子やパンの製造販売を行う。 ジュース等販売事業（販売機設置）	随時 随時	奈良県内 磯城郡 田原本町	5 人 1 人	440 80

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人地域活動センター米英
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	66,000		66,000
.....			0
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
.....	0		0
4 事業収益			0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	150,000		150,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	150,000		150,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	120,000		120,000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	120,000		120,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	300,000		300,000
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	3,000,000		3,000,000
介護保険法に基づく訪問介護事業	13,500,000		13,500,000
介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	150,000		150,000
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	5,500,000		5,500,000
介護保険法に基づく通所介護事業	100,000		100,000
介護保険法に基づく共生型通所介護事業	100,000		100,000
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	500,000		500,000
有料老人ホームの経営	4,500,000		4,500,000
福祉有償搬送事業	50,000		50,000
身元保証サービス事業	360,000		360,000
生活支援事業	50,000		50,000
農業体験・自然体験事業	50,000		50,000
地域との交流活動事業	50,000		50,000
女性の雇用を充実を図る活動事業	50,000		50,000
農業活動により育成された作物の販売事業		200,000	200,000
飲食店営業、菓子製造、飲食物販売事業		600,000	600,000
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	28,866,000	800,000	29,666,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,000,000	250,000	10,250,000
法定福利費	600,000		600,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	10,600,000	250,000	10,850,000
(2) その他経費			
業務委託費	800,000		800,000
仕入高	1,000,000	250,000	1,250,000
水道光熱費	800,000		800,000
修繕費	100,000		100,000
旅費交通費	150,000	20,000	170,000
印刷製本費	150,000		150,000
車両費	100,000		100,000
通信運搬費	100,000		100,000
消耗品費	850,000	30,000	880,000
地代家賃	5,000,000		5,000,000
保険料	150,000		150,000
諸経費	50,000		50,000
リース料	600,000		600,000
減価償却費	1,100,000		1,100,000
支払手数料	500,000		500,000
雑費	350,000	20,000	370,000
.....	0	0	0
その他経費計	11,000,000	320,000	11,320,000
事業費計	21,600,000	570,000	22,170,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,265,000		1,265,000
給料手当	100,000		100,000
法定福利費	25,000		25,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	1,390,000		1,390,000
(2) その他経費			
業務委託費	2,000,000		2,000,000
車両費	10,000		10,000
会議費	5,000		5,000
通信運搬費	80,000		80,000
消耗品費	420,000		420,000
リース料	45,000		45,000
地代家賃	600,000		600,000
減価償却費	1,000,000		1,000,000
保険料	100,000		100,000
諸経費	30,000		30,000
租税公課	80,000		80,000
支払手数料	1,000,000		1,000,000
支払利息	200,000		200,000
雑費	90,000		90,000
.....	0		0
その他経費計	5,660,000	0	5,660,000
管理費計	7,050,000		7,050,000
経常費用計	28,650,000	570,000	29,220,000
当期経常増減額	216,000	230,000	446,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	230,000	▲ 230,000	0
当期正味財産増減額	446,000	0	446,000
前期繰越正味財産額			▲ 5,390,331
次期繰越正味財産額			▲ 4,944,331

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人地域活動センター米栄
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	66,000		66,000
.....			0
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
.....	0		0
4 事業収益			0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	200,000		200,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	200,000		200,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業	180,000		180,000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	180,000		180,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	350,000		350,000
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	3,500,000		3,500,000
介護保険法に基づく訪問介護事業	15,000,000		15,000,000
介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	150,000		150,000
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	6,000,000		6,000,000
介護保険法に基づく通所介護事業	180,000		180,000
介護保険法に基づく共生型通所介護事業	180,000		180,000
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	750,000		750,000
有料老人ホームの経営	6,000,000		6,000,000
福祉有償搬送事業	100,000		100,000
身元保証サービス事業	720,000		720,000
生活支援事業	100,000		100,000
農業体験・自然体験事業	100,000		100,000
地域との交流活動事業	100,000		100,000
女性の雇用の充実を図る活動事業	100,000		100,000
農業活動により育成された作物の販売事業		400,000	400,000
飲食店営業、菓子製造・飲食物販売事業		1,000,000	1,000,000
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	34,156,000	1,400,000	35,556,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	14,000,000	350,000	14,350,000
法定福利費	750,000		750,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	14,750,000	350,000	15,100,000
(2) その他経費			
業務委託費	750,000		750,000
仕入高	1,200,000	300,000	1,500,000
水道光熱費	1,000,000		1,000,000
修繕費	150,000		150,000
旅費交通費	180,000	20,000	200,000
印刷製本費	180,000		180,000
車両費	100,000		100,000
通信運搬費	150,000		150,000
消耗品費	1,000,000	30,000	1,030,000
地代家賃	5,000,000		5,000,000
保険料	200,000		200,000
諸経費	60,000		60,000
リース料	600,000		600,000
減価償却費	1,100,000		1,100,000
支払手数料	500,000		500,000
雑費	550,000	20,000	570,000
.....	0	0	0
その他経費計	11,970,000	370,000	12,340,000
事業費計	26,720,000	720,000	27,440,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,265,000		1,265,000
給料手当	200,000		200,000
法定福利費	50,000		50,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	1,515,000		1,515,000
(2) その他経費			
業務委託費	1,500,000		1,500,000
車両費	10,000		10,000
会議費	20,000		20,000
通信運搬費	80,000		80,000
消耗品費	500,000		500,000
リース料	45,000		45,000
地代家賃	600,000		600,000
減価償却費	1,000,000		1,000,000
保険料	150,000		150,000
諸経費	30,000		30,000
租税公課	80,000		80,000
支払手数料	1,200,000		1,200,000
支払利息	250,000		250,000
雑費	90,000		90,000
.....	0		0
その他経費計	5,555,000	0	5,555,000
管理費計	7,070,000		7,070,000
経常費用計	33,790,000	720,000	34,510,000
当期経常増減額	366,000	680,000	1,046,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	680,000	▲ 680,000	0
当期正味財産増減額	1,046,000	0	1,046,000
前期繰越正味財産額			▲ 4,944,331
次期繰越正味財産額			▲ 3,898,331